

大阪市告示第749号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年5月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 東成屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和7年6月2日（月）	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年6月16日（月）	
	令和7年6月23日（月）	
	令和7年6月30日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 東成屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和7年6月1日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和7年6月3日（火）から 同月6日（金）まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年6月7日（土）	午前9時から 午後8時30分まで
	令和7年6月8日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和7年6月10日（火）から 同月13日（金）まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年6月14日（土）	午前9時から 午後8時30分まで

令和 7 年 6 月 15 日 (日)	午前 9 時から 午後 7 時30分まで
令和 7 年 6 月 17 日 (火) から 同月 20 日 (金) まで	午前 9 時から 午後 9 時30分まで
令和 7 年 6 月 21 日 (土)	午前 9 時から 午後 8 時30分まで
令和 7 年 6 月 22 日 (日)	午前 9 時から 午後 7 時30分まで
令和 7 年 6 月 24 日 (火) から 同月 27 日 (金) まで	午前 9 時から 午後 9 時30分まで
令和 7 年 6 月 28 日 (土)	午前 9 時から 午後 8 時30分まで
令和 7 年 6 月 29 日 (日)	午前 9 時から 午後 7 時30分まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)